

## 令和7年春の農作業安全運動実施中！

令和7年3月  
福島県南会津農林事務所

県では、3月1日から5月31日までを春の「農作業安全運動重点推進期間」としてしています。

令和6年度、県内では26件の農作業事故が発生し、うち5件が死亡事故となっています。南会津管内においては、令和6年11月にトラクターの横転による死亡事故が1件発生しています。

春は、農業用機械を利用する機会が多くなり、農作業事故が発生しやすくなります。作業する際は、次のポイントを守り、安全・安心な農作業を実践しましょう。

- ① 作業前における機械の点検・整備および周辺環境の確認はしっかり行いましょう！
- ② 可倒式安全フレームは運転時には必ず立てて使用しましょう！
- ③ シートベルト、ヘルメットは必ず着用しましょう！
- ④ 作業時以外は左右独立ブレーキを連結しましょう！
- ⑤ 機械点検・清掃時はエンジンを止めましょう！

### 自動直進アシスト機能を有する農業用機械等での事故にも注意しましょう！

近年、自動直進アシスト機能を有する農業機械が急速に普及しており、自動直進アシスト機能による事故も増えています。便利な機械もルールを守らなければ予期しない事故が発生することもあるため、以下のことに注意しましょう。

- ① 車両系農業機械の運転者は、自動直進アシスト機能の有無に関わらず、走行中に運転席を離席しないこと（注：農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインに即して製造されたロボット農機を除く。）
- ② 車両系農業機械を降車して作物等の確認を行う必要がある場合は、必ず車両を停止し、サイドブレーキを使用すること。また、傾斜地で停車を行う場合は、車止めを使用すること。
- ③ 農業機械の調整や清掃を行う場合は、②に加え、エンジンを停止すること。

### 熱中症対策を十分に行いましょう！

熱中症による死亡者の割合も増加しています。  
水分補給や熱中症対策資材を積極的に活用するようにしましょう。